

2025（令和7）年分の確定申告

2025(R7)年分の所得税等の確定申告は2026(R8)年2月16日(月)～3月16日(月)の期間で受付が行われます(還付申告は2026(R8)年2月13日(金)以前でも提出可能)。

今年度は昨年度の税制改正により「基礎控除」と「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設等が行われています。

「基礎控除」・「給与所得控除」及び「特定親族特別控除」等の改正

基礎控除等の改正の概要は下記の表のとおりとなります。

項目	内容
基礎控除	合計所得2,350万円(給与収入のみの場合2,545万円)以下の場合、 <u>基礎控除額が10万円増加して58万円</u> (従前48万円)になります。
	基礎控除の上乗せ特例 合計所得655万円(給与収入のみの場合850万円)以下の場合、 合計所得に応じて控除額が <u>最大37万円上乗せ</u> されます(最大95万円控除)。
給与所得控除	<u>最低保障額が10万円増加され、給与収入190万以下の場合65万円控除</u> (従前55万円)。※給与収入190万円超は従前と変更なし。
扶養親族等の所得要件	基礎控除等の変更に伴い、扶養控除の対象となる <u>扶養親族等の所得要件</u> が10万円増加して <u>58万円</u> (従前48万円)になります。
特定親族特別控除	19歳以上、23歳未満の被扶養親族の給与収入が <u>150万円(合計所得85万円)</u> までは従前と同様に <u>63万円の控除</u> を受けられ、所得が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減。

各項目のより詳細な内容は下記の税務情報を参照下さい。

[2025年6月税務情報 2025年\(R7\)税制改正\(個人所得税1\)](#) [2025年7月税務情報 2025\(R7\)税制改正\(個人所得税2\)](#)

確定申告における注意点

上記の改正を踏まえて、今年度の確定申告時の留意点を下記に挙げています。

・配偶者控除・扶養控除の判定をする所得(収入)額が変更

従前のいわゆる「給与収入103万円の壁」は、適用する控除の種類により扶養控除・配偶者控除「123万円」、特定親族特別控除「150万円」、配偶者特別控除(満額)「160万円」となるため、どの控除を受けられるか留意する必要があります。今年度は配偶者・扶養親族の所得(収入)の確認を適切に行うことが必要になります。

・年末調整未済の方(中途退職者など)

2025(R7)年の給与所得控除の引上げは、会社の年末調整で控除引上げを考慮して再計算されます。しかし、年度の途中で退職した方など年末調整を受けていない方は、上記の控除増分が考慮されていないため、確定申告により改正後の給与所得控除に基づき給与所得計算を行います。

・所得金額による段階的な計算

今年度から合計所得の金額により、基礎控除の金額が段階的に変わる計算方法になります(「収入」金額ではなく、「所得」金額で判断)。給与収入と年金収入がある方等複数の収入がある方は合計所得の金額に留意する必要があります。

・確定申告書の控除額の計算が複雑化してきてるので、手計算で作成する際には十分留意するとともに、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を適宜活用することをお勧めします。

@2月の予定

2/10・1月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

3/2 12月決算法人の確定申告

・3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

検索

